

山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員のソーシャルメディアの  
私的利用における留意点について

令和6年5月29日制定

ソーシャルメディアは、いつでも、どこからでも、手軽に利用でき、私たちの生活の中で重要な情報伝達手段となっており、その利用は個人の自由に属するものです。

本学では、「山陽学園大学・山陽学園短期大学ソーシャルメディアポリシー」においてソーシャルメディアを利用する際の注意事項を定めているところですが、本学教職員がソーシャルメディアを私的利用する際の留意点をまとめましたので、内容を理解の上、適切な利用を心がけてください。

## 1 ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアの代表的なものとして、Facebook、X（旧 twitter）、Instagram、LINE、YouTube、TikTok、ブログ、電子掲示板などがあげられます。

## 2 私的利用にあたっての留意点

- (1) 個人的な発言であっても、本学の意見・見解ととられる可能性があることを十分に認識し、私的利用においても、本学の教職員であることを自覚し、責任を持つこと。
- (2) 大学のアカウントや大学から付与された公式・公認アカウントを利用して、学生と私的なやりとりを行ってはならないこと。
- (3) 個人のアカウントを利用する場合であっても、宗教活動、投資勧誘、ストーカー行為など法令に抵触する行為や不適切な行為であるとの疑念を抱かせるものなど、外部から誤解を招くような私的なやりとりは慎むこと。
- (4) 著作権や肖像権を侵害しないよう留意するとともに、学生や保護者等から知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た機密情報及び個人情報発信しないこと。
- (5) 自己の発言が、自身や他者の将来に重大な影響を及ぼしかねないこと、また、一度ソーシャルメディアで拡散した情報の削除は極めて困難であることに留意すること。
- (6) 自身の発信に対して、批判されたり攻撃を受けた場合には、感情的な対応は控え、冷静に対応すること。
- (7) 発信した情報により他者を傷つけたり誤解を与えたりした場合は、誠実に対応すること。

以 上